

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

## 〔令和4年1月20日開催 投資信託協会〕

### 1. 投資運用業者に対する行政処分について

- 本件の投資運用業者は、ファンド・オブ・ファンズ形式で投資信託を設定・運用していたが、投資対象先における運用財産の運用や管理の方法に関する調査が不十分であること等から、業務改善命令等を発出してきた。
- しかしながら、最終的に投資対象先の運用方法等の実態解明に至らず、当社における運用財産の運用・管理の調査態勢は実効性に欠けるものであり、業務改善命令に違反するとして、2021年12月に登録取消し処分を行った。
- これまでも、投資対象先の調査が適切に行われていないことを理由とした行政処分は複数行ってきた。ファンド・オブ・ファンズや外部委託により投資信託を設定・運用する際には、当然のことではあるが、投資対象先について、形式的なチェックに留まらず、運用者の実績や投資対象資産の状況も踏まえつつ、商品組成時及び組成後における適切な検証により投資者保護を図ることが重要。

### 2. 資産運用業の高度化に向けたモニタリングについて

- 今事務年度も引き続き、各資産運用会社やグループ親会社との間で資産運用業の高度化に向けた対話を開始している。今回は、各社の取組みの進捗を確認するとともに、これまでの取組みの具体的な成果にも着目して、対話をしたいと考えている。
- また、対話の一環として、資産運用業の高度化を実現する上で、社外取締役に期待される役割が重要であることを踏まえ、各社の社外取締役との間で、運用会社の経営や個別ファンドのガバナンス等について意見交換を実施する予定。
- さらに、今事務年度はESG関連ファンドについてのモニタリングも実施している。既にESG関連ファンドを設定・運用している各社には、ESGに取組

むための組織体制や ESG 評価の考え方等について、各種資料を提出していただいた。現在、その内容を精査しており、今後、必要に応じて意見交換等をお願いする予定。

- 運用力の強化やサステナブル・ファイナンスについては、長期的な目線で継続的に取り組んでいかなければならない課題であり、各社の積極的な取り組みをお願いする。多くの運用会社から、取り組みについて話を聞きたいと考えているので、引き続き、対話等への協力をお願いしたい。

### 3. 感染拡大を受けた事業継続計画（BCP）の点検等について

- 足下で、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しており、金融機関においても、感染リスクの減少・感染防止の取り組みが求められている。
- 業務継続計画（BCP）等を再度点検していただき、リモート機能の活用やテレワーク等の推進、顧客や職員の十分な距離の確保に努めるなど、感染拡大防止に最大限努めつつ、必要業務を継続いただくようお願いしたい。

### 4. LIBOR からの移行対応について

- LIBOR 移行対応状況に係るアンケート調査結果は 2021 年 11 月に協会を通じて還元させていただいた。各社とも大宗は 2021 年 12 月末までに移行対応が完了しているものと認識しているが、引き続き、公表停止以降のモニタリングや 2023 年 6 月末に公表停止が予定されている米ドル LIBOR の一部テナーの移行対応について、関係者と調整を図りながら計画的に進めていただきたい。

### 5. REVICareer（レビキャリア）への登録について

- 金融庁は、令和 2 年度より「地域企業経営人材マッチング促進事業」を開始。大企業から地域の中堅・中小企業への人の流れを創出し、地域企業の経営人材確保を支援している。

- 地域経済活性化支援機構（REVIC）に整備する大企業人材の情報登録システム（通称「REVICareer（レビキャリア）」）を、2021年10月1日より本格稼働させた。大企業に、地域企業で活躍したいと考える社員をレビキャリアに登録いただき、地域企業の求人ニーズを把握した地域金融機関が、この大企業人材リストを閲覧して、マッチングを行うもの。2022年1月からは、地域金融機関から、取引先中小企業の求人情報をアップロードできるようにし、大企業が閲覧できる機能をシステムに追加した。
- 資本金10億円以上又は従業員数2,000人超に該当する大企業は、レビキャリアを利用可能。レビキャリアに登録のうえ、地域企業の具体的な求人ニーズをご覧いただき、社内での周知や人材登録の参考としていただければ幸い。

## 6. 金融庁の令和4年度税制改正要望の結果について

- 金融庁の令和4年度の税制改正要望においては、
  - ・ 投資しやすい環境の整備と更なるデジタル化の推進
  - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応
  - ・ 保険関係等について要望を行った。
- 2021年12月10日に公表された与党税制改正大綱においては、金融所得課税の一体化（損益通算範囲の拡大）について、「金融所得課税のあり方を総合的に検討していく中で、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、早期に検討する」と記載され、今回の措置は見送られたが、
  - ・ NISA口座開設時のマイナンバーカード等の活用や税務手続きのデジタル化、
  - ・ 新型コロナに関する特別貸付けにおける印紙税の非課税措置の延長、
  - ・ 国際課税の整備に係る所要の措置（海外投資家等が市場デリバティブ取引等から得る所得は、日本で申告不要であることを明確化）、など、金融庁関係の重要要望項目が措置されることとなった。

- なお、金融所得に対する課税のあり方については、税制改正大綱の中で、「一般投資家が投資しやすい環境を損なわないよう十分に配慮しつつ、諸外国の制度や市場への影響も踏まえ、総合的な検討を行う」と記載されており、この記載も踏まえ、引き続き議論させていただきたい。

## 7. マイナンバーカードの積極的な取得促進について

- マイナンバーカードについて、2021年1月1日時点のデータによると、交付枚数は5,187万枚超、人口に対する割合は41%まで増加。カード普及に当たり様々な協力をいただいております、改めて感謝申し上げます。

(参考) マイナンバーカードの普及状況 (2021年1月 → 2022年1月)

交付枚数：約3,077万枚 → 約5,187万枚

人口に対する交付枚数率：24.2% → 41.0%

- 先般、健康保険証利用の本格運用が始まったこと、マイナポータルで特定検診情報等が閲覧可能となったこと、マイナンバーカードを用いて電子版の新型コロナワクチン接種証明書が取得できるようになったことなど、カード取得のメリットがさらに拡大した。
- また、政府としては、マイナポイント第2弾として、①マイナンバーカードの新規取得者に最大5,000円相当のポイント、②健康保険証としての利用登録を行った者に7,500円相当のポイント、③公金受取口座の登録を行った者に7,500円相当のポイント、一人当たり最大20,000円相当のポイントを付与することとしており、そのうち、カード新規取得者に対するポイント付与については、既に申込み可能である。
- さらに、運転免許証との一体化等といったカードの機能強化に向けた取り組みも進めていく予定であり、既に協力依頼は発出させていただいているが、引き続き、積極的なカードの取得促進への協力をお願いしたい。

(参考) 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定) 抜粋

また、マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげるため、マイナンバーカードを活用して、幅広いサービスや商品の購入などに利用できるマイナポイント(1人当たり最大2万円相当)を付与する。具体的には、(i) マイナンバーカードの新規

取得者に最大 5,000 円相当のポイント、(ii) 健康保険証としての利用登録を行った者に 7,500 円相当のポイント、(iii) 公金受取口座の登録を行った者に 7,500 円相当のポイントを付与する。

(参考) マイナンバーカードの機能強化に関して検討されている事項

- ・ マイナンバーカード機能のスマートフォンへの搭載
- ・ 運転免許証その他の国家資格証のデジタル化、在留カードとの一体化
- ・ マイナポータルなどの UI・UX の最適化

## 8. 金融行政モニターについて

- 金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関する意見等を伺ってきているが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとの指摘もある。
- 金融庁では、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直な意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接届け、金融行政に反映させる仕組みとして、2016 年 1 月より「金融行政モニター受付窓口」を設置。
- 本制度では、モニター委員から金融庁に伝えられる際に、個人や所属組織を特定できる情報は全てマスキングすることで意見提出者の匿名性を厳格に担保。
- 設置以降 220 件の意見を受け付けており、これらは金融庁幹部職員等に共有されるだけでなく、
  - ・ 外国銀行支店に係る事業年度の弾力化や、現金等紛失に係る不祥事件届出の金額基準の撤廃など、銀行法令の改正につながったケース
  - ・ 信託銀行における運用について信託業法等の解釈を明確にしたケースなど制度改正に繋がっている例もある。
- 金融行政に関する意見や提言を金融庁に届けるチャネルの一つとして、金融行政モニター制度も引き続き活用いただけると幸い。協会傘下金融機関及びその職員に周知願いたい。

## 9. 「金融サービスの提供に関する法律」の施行について

- 2021年11月1日より、「金融サービスの提供に関する法律」が施行され、1つの登録で、銀行・証券・保険すべての分野の金融サービス仲介を行うことが可能となる「金融サービス仲介業」が開始された。既に2社が登録されている。
- 金融庁としては、本制度の創設により、多種多様な金融サービスの提供が進み、利用者の利便性がより一層向上することを期待しており、各金融機関においても、
  - ・ ビジネス範囲を拡大するために、新たに金融サービス仲介業を利用することや、
  - ・ 自らが取扱う金融商品の販売チャネルの拡大や利用者利便の向上を図る観点から金融サービス仲介業者との連携を進めていくことを検討するなど、本制度を活用していただきたい。

## 10. 2022年の主要な国際動向について

### 《サステナブル・ファイナンス》

- 2022年のインドネシア議長下でのG20でも気候変動ファイナンスは引き続きプライオリティとされている。例えばG20傘下のサステナブル・ファイナンス作業部会(SFWG)では、2023年にかけて、日本が主張してきたトランジションファイナンスに関するハイレベル原則を策定予定。脱炭素化に向け、排出削減が難しいセクターの着実な移行を民間資金により支援する取組みにつき、国際的な目線が活発に議論されることになる。
- 加えて、民間セクターでの取組みとしては、日本の金融機関も参加している「ネット・ゼロのためのグラスゴー金融連合(GFANZ)」などにおいて、今後、グローバルな金融機関としてのベストプラクティスが示されていくなど、実務における国際的な目線を揃えるような作業も広がりを見せている。トランジションファイナンスと定義されるローンの具体化など、評価手法を含め

た実務上のあるべき考え方について緊密に情報交換させていただくことが、今後ますます重要になる。

- また、気候変動以外のサステナブル分野の議論も進展する見込み。例えば、G7 議長国である独はこの分野に熱心であるほか、4 月末に中国・昆明で開催される COP15 では生物多様性が議論される予定。加えて、ジェンダー平等など、金融セクターにおける多様性と包摂（Diversity and Inclusion）の向上に関する議論も高まっている。
- こうした国際的な目線を組み立てていく議論は、実務上の具体的な目線を巻き込んで、引き続き非常に速いスピードで進む可能性があることから、金融庁としても国際的な議論の場に積極的に参加しつつ、各金融機関と密接に意見交換・情報交換を行いたい。

#### 《ノンバンク金融仲介（NBF1）》

- 金融安定理事会（FSB）及び証券監督者国際機構（IOSCO）では、2022 年も引き続きノンバンク金融仲介（NBF1）に関する作業が優先課題として進められる予定。2022 年においては、2020 年以降行われてきた分析作業が概ね完了する予定であり、それらの成果を踏まえて、政策関連の議論に軸足が移っていく見通し。
- マネー・マーケット・ファンド（MMF）については、2021 年 10 月、MMF の強靭性を向上させる政策オプションをまとめた最終報告書が公表され、G20 首脳会議で承認された。本報告書は、2020 年 3 月の混乱等を踏まえた MMF の脆弱性や、それらを踏まえた MMF の強靭性を向上させる政策オプション等をまとめたものとなっている。各法域は、本報告書等を踏まえて、自らの法域内の MMF の脆弱性を評価するとともに、各法域の法的枠組みに沿う形で、これらの脆弱性に対処することとされている。また、各法域で採用された措置については、FSB が IOSCO と協働して、2023 年末までにストックテイクするとともに、2026 年までにそれらの実効性を評価することとしている。我が国としても本報告書を踏まえた対応が必要であることから、今後、協会及び市場関係者と緊密に連携したい。

- また、MMF 以外のノンバンク金融仲介に関する幅広いトピックについても作業を進めている。コロナ発生下のファンドの流動性リスク管理を分析するプロジェクト、社債市場の流動性及び市場参加者の行動とその背景を分析するプロジェクトについては、2022 年中に報告書を取りまとめる予定。
- このほか、コロナ発生下の証拠金の慣行に関する分析プロジェクトについては、分析結果に対する市中協議が 2021 年 10 月 26 日に公表された。市中協議に対するコメント期限は 2022 年 1 月 26 日まで延期されたので、引き続き内容を検討の上、意見とその根拠としての背景事実や考え方の提供をお願いしたい。

#### 11. IOSCO のアウトソーシング原則について

- IOSCO は、2021 年 10 月 27 日に最終報告書「アウトソーシングに関する原則 (Principles on Outsourcing)」を公表した。
- 本原則は、外部委託を行うに際して、様々な市場参加者が考慮すべき基本的な原則を記載したもの。対象となる市場参加者としては、取引所、市場仲介業者、マーケットメイカーなど自己勘定ベースで活動する市場参加者、信用格付会社などを想定している。
- 拘束力はなく、IOSCO による実施状況レビューも予定されていない、業界向けの文書である。また、本原則は、外部委託の規模・複雑性・リスクに応じて適用され実施されるべきとされており、杓子定規な適用を想定したものではない<sup>1</sup>。
- 本原則は、外部委託先の選定プロセスとモニタリング、契約交渉、情報セキュリティの確保、秘密保持、特定の外部委託先への業務集中、外部委託先の保有する情報へのアクセス、外部委託契約の解除など、外部委託先に関与する様々な局面において考慮すべき原則と、その実施に向けたガイダンスを記載している。

---

<sup>1</sup> (P.10) “The application and implementation of these Principles should be proportional to the size, complexity and risk posed by the outsourcing.”



- 有益な記載が含まれるため、外部委託関係の検討をされる際には参照いただければ幸い。

## 12. IOSCO の「投資ファンド統計報告書」について

- IOSCO は、2022 年 1 月 4 日に「投資ファンド統計報告書」と題する年次報告書を公表した。
- 本報告書は、2020 年の投資ファンド業界のグローバルなトレンドについて、各当局からデータを収集し、IOSCO が分析したもの。ヘッジファンド、オープン・エンド型ファンド、クローズド・エンド型ファンドの 3 類型について、レバレッジや流動性の分析結果が紹介されている。
- 本報告書は、2020 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日のデータを基に IOSCO が初めて作成を試みたもの。今後、年次プロジェクトとして毎年、データ収集・分析作業を行い、内容の精緻化及び充実化を図っていく予定。今回は、データの適時の入手に係る制約などの観点から金融庁からのデータ提出は見送ったものの、今後、金融庁も本プロジェクトに参画できればと考えている。
- 興味深い内容が含まれており、一読いただければ幸い。

(以 上)